

北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業 平成30年度補助金募集のおしらせ

北九州市では、工場や事業所における一層の省エネルギー対策を推進するため、消費エネルギーの見える化に取組み、かつ省エネ設備を設置する市内の中小企業等に対し、費用の一部を補助する事業を実施します。

本事業の受付業務等は、北九州商工会議所が行います。

- ◆申請期間:平成30年4月16日から平成30年6月15日(16時30分必着)まで
- ◆受付時間:平日 9時15分～16時30分(事前予約要)
- ◆受付場所:北九州商工会議所(本所)1階(北九州市小倉北区紺屋町13番1号)
- ◆提出書類:正本1部、副本1部(正本をコピーしたもの) 添付書類はA4判に統一してください

1 補助対象事業

- ・(A)消費エネルギーの見える化を図る機器類を導入し、かつ(B)省エネ設備を設置する事業が対象です。
- ・上記(A)(B)の導入・設置のほかに、(C)新エネ設備の設置および(D)省エネに寄与するサービスの利用を加えることができます。
- ・例外として、(A)消費エネルギーの見える化を図る機器類を導入済みの場合は(B)省エネ設備の設置のみを要件とします。(申請時に導入済みであることが分かる書類を提出していただきます)

※1 生産設備に関するものは基本的に対象外ですが、判断の難しいものはお問い合わせください。

※2 交付決定前に着手(契約・発注等)した事業は対象となりません。

(A)	消費エネルギーの見える化を図る機器類の例	事業所内での消費電力等の見える化を図るため1時間単位の事業所全体の電力量等を随時確認できる機能(※)を有する設備又はサービス (例:電力会社等のインターネットを経由したサービスの活用、デマンドコントローラーやエネルギーマネジメントシステムの導入など)
-----	----------------------	--

(※)「1時間単位の事業所全体の電力量等を随時確認できる機能」とは①瞬時データ(最低限1時間遅れ程度)及び②過去データ(最低限2日遅れ程度)が随時確認できる機能をいいます。

(B)	省エネ設備の例(更新に限る)	高効率空調設備、全熱交換器、高効率ボイラー、高効率照明(LED照明、高輝度誘導灯など)、二重サッシ、断熱材、遮熱塗料、高効率ヒートポンプ、高効率トランス、インバーター、節水型便器など
(C)	新エネ設備の例(新設・更新どちらも可)	太陽光発電設備、太陽熱利用設備、コージェネレーションシステム(エネファーム、エコウィルなど)、小型風力発電設備、蓄電池など
(D)	省エネに寄与するサービス	「北九州エコプレミアム」の「エコサービス」に認定されているサービス

2 補助対象者

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合など）
- ・商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- ・法人税法第2条第6号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

業種	中小企業者	小規模企業者
製造業、運輸業その他業種	資本金3億円以下 又は従業員300人以下	従業員20人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下	従業員5人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下	従業員5人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下	従業員5人以下
商店街振興組合等	—	—
医療法人、社会福祉法人等	従業員300人以下	—

※「みなし大企業」（発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者）は対象外とします。

3 補助対象経費及び補助額

（1）補助対象経費

- ① (A)消費エネルギーの見える化を図る機器類の導入にかかる設備代及び工事費（導入後、設備の利用にかかる費用や電力会社のサービス活用にかかる費用等を除く）
- ② (B)省エネ設備の設置にかかる設備代及び工事費
- ③ (C)新エネ設備の設置にかかる設備代及び工事費
- ④ (D)省エネに寄与するサービスの利用にかかる費用（初回分のみ）

（2）補助額

- ①②③④合計の3分の1以内で、50万円から300万円まで。

ただし、中小企業基本法に定める小規模企業者は、補助額の下限はありません。

4 補助対象要件

補助金の申請者は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市内にある事業所等に設備を設置すること
- (2) 工事の施工者、サービスの提供者が市内事業者であること
例外として、消費エネルギーの見える化を図るため、電力会社のサービスを活用する契約に限り、市外事業者と契約することも可能です。
- (3) 補助対象物件が他の補助を受けていないこと又は受ける予定がないこと
(国補助等との併用不可)
- (4) 市税を滞納していないこと（市長名で交付される納税証明書が必要です。）
- (5) 北九州市暴力団排除条例に抵触しないこと(申請企業、工事の施工者、サービスの提供者については、役員等名簿をEXCELデータで提出していただきます。)

※補助金の交付は、1事業者につき1回です。ただし、過去に「中小企業省エネ設備導入促進事業」で補助金の交付を受けたことがある事業者も、この補助金の申請ができます。

※補助金の交付を受けた場合には、補助金を受けて設備設置等を行ったことをPR（例：市の交付するステッカー掲示）していただきます。

※補助対象事業の実施により生み出されるクレジット（環境価値）の権利は、市に譲渡していただきます。

5 審査

申請期間終了後、申請要件、申請内容について書類審査及び現地確認を行い、補助対象事業者を決定します。主な審査項目は、次のとおりです。

(1)環境効果	エネルギーの見える化方策、エネルギー削減量、省エネに対する取組みなど
(2)計画性	資金計画、事業計画など
(3)経済性	費用対効果など

【評価のポイント】

更なる省エネへの取組は地球温暖化防止のために必要な行動です。そのため北九州市では、市内の中小企業並びにそこで勤務される方々がエネルギーの使用を実感して省エネを進めやすくするための支援を行うことにしました。消費エネルギーの見える化は省エネの継続的な取組みへの有効な手段になるものと考えています。

そこで、消費エネルギー見える化の具体的内容、省エネ効果、省エネに対する取組み姿勢を重視した審査を行います。

主な加点评価の項目

- ・「環境マネジメントシステム」（エコアクション21、ISO14001など）の認証取得
- ・「北九州エコプレミアム」の「エコプロダクツ」に認定された設備の設置
- ・公的機関や北九州市の認定を受けた講座を修了した省エネ診断員による「省エネ診断」を事前に受診し、その提案による設備改修
- ・「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度」の認定事業者
- ・小規模企業者の申請の場合
- ・複数の(B)省エネ設備を設置する場合

主な減点评価の項目

- ・(B)省エネ設備の設置にかかる省エネ効果が30%未満

6 スケジュール

申請いただいた全事業所について、現地を訪問し、申請内容を確認します。
補助の対象となった場合は、実績報告を提出していただきます。
その後、現地を訪問し完了確認を行います。
現地訪問の際は、ご担当者の立会いをお願いします。

- ◆申請内容確認 申請受付後随時～7月
- ◆交付決定 8月上旬
- ◆補助事業実施 交付決定後～平成31年2月
- ◆実績報告締切り 補助事業完了後20日以内又は平成31年2月28日までのいずれか早い日まで
- ◆完了確認 実績報告提出後随時

※申請状況等により、スケジュールが前後することがありますので予めご了承ください。

7 よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 個人事業主は補助対象者となれますか。

個人事業主も中小企業基本法第2条に定める中小企業者中小企業者に該当しますので、補助対象者となることができます。

Q2. 白熱電球をLED電球に交換する場合、補助対象となりますか。

当事業は、配線や配管工事などの設備工事を伴うものを対象としているため、工事を伴わない光源のみの交換は補助対象となりません。
同様に、節水コマなど消耗品・備品に該当するものも対象外としています。

Q3. 申請書に押印する印鑑に決まりはありますか。

申請書や報告書、請求書等、当補助金に関する書類に押印する印鑑は、補助事業者の代表者印（会社名と役職名が入ったもの）となります。個人事業主の場合は、補助金の振込先となる金融機関の届出印を押印してください。

提出書類には全て同じ印鑑を使用してください。異なる印鑑を使用した場合は再提出をお願いすることになります。

その他のよくあるご質問(Q&A)等詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.kitakyushucci.or.jp/topics/003564>

【お問合せ・お申込先】

北九州商工会議所 産業振興課 担当:橋本 080-1754-1755、加藤080-1754-5886
北九州市小倉北区紺屋町13番1号 TEL(093)541-0185 FAX(093)531-1799

【本事業に関する連絡先】

北九州市 環境局 地域エネルギー推進課 TEL(093)582-2238 FAX(093)582-2196

この補助金その他、北九州市では「融資制度」も準備しています。

ホームページアドレス <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyau/00200038.html>
<http://www.ktc.ksrp.or.jp/fn/fn/mirai-support.html>